

# 第107回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時

## ■ 開催場所

横浜市港北区大豆戸町275番地  
当社会議室

## ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の改定の件



## 株主の皆さまへ

---

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第107回定時株主総会を  
2023年6月29日（木曜日）に開催いたしますので、  
ここに招集のご通知をお届けいたします。  
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2023年6月8日

代表取締役社長 山崎 学

### サステナビリティ基本方針

私たちアマノグループは、「人と時間」「人と空気」の分野で、新しい価値を創造し、安心・快適で健全な社会の実現に貢献することを経営理念とし、その実践を通じて持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めます。

企業を含む社会全体でのサステナブルな取り組みが求められている中、対応すべき課題に対し積極的に取り組むとともに、「お客さま、取引先、株主、従業員、地域社会」の全てのステークホルダーに信頼され、評価される企業を目指してまいります。

株主各位

横浜市港北区大豆戸町275番地  
アマノ株式会社  
取締役社長 山崎 学

## 第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第107回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

**当社ウェブサイト** <https://www.amano.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

**東証ウェブサイト** <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1	日 時	2023年 6 月 29日（木曜日）午前10時
2	場 所	横浜市港北区大豆戸町275番地 <b>当社会議室</b>
3	株主総会の 目的である 事 項	<b>報告事項</b> 1. 第107期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第107期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

以 上

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2023年6月29日(木曜日) 午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### 書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時必着



#### インターネット等による議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のお手続きについてをご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2023年6月28日(水曜日) 午後5時まで

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い  
(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。  
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。)



### QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。

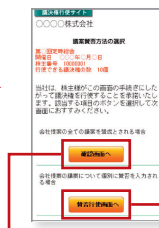
#### 1 QRコードを読み取る



「ログイン用QRコード」はこちら

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 2 議決権行使方法を選ぶ



#### 3 各議案の賛否を選択



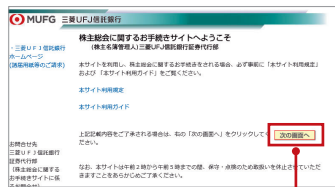
画面の案内にしたがって  
行使完了です。



### ログインID・仮パスワードを入力する方法

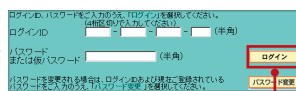
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



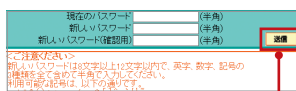
「次の画面へ」をクリック

#### 2 お手元の議決権行使書 用紙の副票(右側)に 記載された「ログイン ID」および「仮パス ワード」を入力



「ログイン」をクリック

#### 3 「新しいパスワード」 と「新しいパスワード (確認用)」の両方に 入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

### インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 電話/0120-173-027 (通話料無料) 受付時間/午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当政策は最重要課題の一つと位置づけ、業績に応じた適正な成果配分を行うことを基本としております。

配当につきましては、連結での配当性向40%以上、純資産配当率2.5%以上、総還元性向55%以上を目標としてまいりたいと考えております。

#### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金 <b>80円</b> 配当総額 <b>5,863,978,640円</b> これにより、中間配当を含めると、年間の配当金は1株につき110円となり、前事業年度に比べ15円の増配(普通配当15円増配)となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 将来的な事業拡大を視野に、ロボット事業について事業目的に追加するものであります。(第3条)
- (2) 経営の監督と執行の分離に向け、取締役会の招集権者及び議長について取締役社長から取締役会長に変更するものであります。(第23条)

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (第1号～第19号まで略)	(目 的) 第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (第1号～第19号まで略)
(新 設)	<u>20. 各種ロボットおよび関連機器の製造・販売・賃貸</u>
<u>20.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>21.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業
<中 略>	<中 略>
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員任期満了となります。より機動的な意思決定を行うために1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1	つだ 津田 ひろゆき 博之 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役会長	100% (8回/8回)
2	やまざき 山崎 まなぶ 学 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長	100% (8回/8回)
3	いはら 井原 くにひろ 邦弘 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役 常務執行役員 経営企画本部長	100% (8回/8回)
4	はた 秦 よしひこ 芳彦 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役 常務執行役員 営業総括 兼 事業総括 兼 国内グループ会社 管掌	100% (8回/8回)
5	たぞう 多造 ふじのり 藤徳 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span>	取締役 執行役員 開発総括 兼 商品開発本部長 兼 イノベーション 開発本部長	100% (8回/8回)
6	かわしま 川島 きよし 清嘉 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #8bc34a; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 (社外)	100% (8回/8回)
7	おおもり 大森 みちのぶ 通伸 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #8bc34a; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 (社外)	100% (8回/8回)
8	わたなべ 渡邊 すみえ 寿美恵 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #8bc34a; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 (社外)	100% (8回/8回)



候補者番号

1

つだ ひろ ゆき  
津田 博之

再任

## 生年月日

1960年2月18日生

## 所有する当社株式の数

37,400株

## 取締役会への出席状況

100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社  
 2007年4月 当社関東営業本部長  
 2011年4月 当社中部営業本部長  
 2013年4月 当社執行役員  
 2014年4月 当社執行役員退任  
 2014年4月 アマノマネジメントサービス(株) 代表取締役社長  
 2016年4月 当社執行役員  
 2016年4月 当社事業総括  
 2017年6月 当社代表取締役社長  
 2023年4月 当社代表取締役会長(現任)

## ■ 取締役候補者とした理由

当社の販売部門、事業部門等において豊富な業務経験を有し、国内グループ会社の社長も務め、2017年6月から代表取締役社長として、また、2023年4月から代表取締役会長として当社経営を担っております。

このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため取締役候補者としております。

候補者番号

2

やま ざき まなぶ  
山崎 学

再任

## 生年月日

1962年9月5日生

## 所有する当社株式の数

10,900株

## 取締役会への出席状況

100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社  
 2013年4月 当社中国・四国営業本部長  
 2014年4月 当社総合企画本部長  
 2015年4月 当社時間情報事業本部長  
 2016年4月 当社執行役員  
 2016年4月 当社総合戦略企画室長兼経営企画本部副本部長  
 2017年4月 当社事業総括兼総合戦略企画室長  
 2017年6月 当社取締役  
 2018年4月 アマノUSAホールディングス Inc.会長  
 2018年10月 アマノUSAホールディングス Inc.会長兼社長  
 2020年2月 国内グループ会社管掌  
 2020年4月 管理総括兼管理本部長兼国内グループ会社管掌  
 2021年4月 当社常務執行役員  
 2021年4月 当社管理総括兼管理本部長  
 2022年4月 当社営業総括兼事業総括  
 2023年4月 当社代表取締役社長(現任)

## ■ 取締役候補者とした理由

当社の販売部門、事業部門及び管理部門等において豊富な業務経験を有し、海外現地法人の社長も務め、2017年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。また、2023年4月から代表取締役社長として当社経営を担っております。

このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため取締役候補者としております。

候補者番号

3

い はら  
井原 くに ひろ  
邦弘

再任

## 生年月日

1962年8月3日生

## 所有する当社株式の数

23,000株

## 取締役会への出席状況

100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年4月 第一生命保険(相)(現 第一生命保険(株))入社  
 2004年4月 同社財務部副部長  
 2007年4月 当社入社  
 2009年4月 当社経理部長  
 2010年4月 当社執行役員  
 2013年4月 当社管理本部副本部長  
 2015年4月 当社管理本部長兼人事部長  
 2016年4月 当社経営企画本部長(現任)  
 2016年6月 (株)クレオ取締役(現任)  
 2016年6月 当社取締役(現任)  
 2021年4月 当社常務執行役員(現任)

## ■ 重要な兼職の状況

(株)クレオ取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

当社の経理部門及び管理部門等において豊富な業務経験を有し、2016年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。

このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため取締役候補者としております。

候補者番号

4

はた よし ひこ  
秦 芳彦

再任

## 生年月日

1964年7月24日生

## 所有する当社株式の数

5,700株

## 取締役会への出席状況

100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社  
 2011年4月 当社関東営業本部長  
 2014年4月 当社パーキング事業本部長  
 2017年4月 当社執行役員  
 2018年4月 当社パーキング事業本部長兼アノマネジメントサービス(株)代表取締役社長  
 2019年4月 アノUSAホールディングス Inc.副社長兼アノマクキャン Inc.副社長  
 2021年4月 当社事業総括兼国内グループ会社管掌  
 2022年4月 当社管理総括兼管理本部長  
 2022年6月 当社取締役(現任)  
 2023年4月 当社常務執行役員(現任)  
 2023年4月 当社営業総括兼事業総括兼国内グループ会社管掌(現任)

## ■ 取締役候補者とした理由

当社の販売部門及び事業部門等において豊富な業務経験を有し、国内グループ会社の社長及び海外現地法人の副社長も務め、2022年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。

このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため取締役候補者としております。

候補者番号

5

た ぞう  
多造ふじ のり  
藤徳

再任

## 生年月日

1964年11月23日生

所有する当社株式の数  
7,300株取締役会への出席状況  
100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社  
 2016年4月 当社開発本部副本部長兼技術開発部長  
 2018年4月 当社開発本部副本部長兼イノベーション開発部長  
 2019年4月 当社執行役員（現任）  
 2019年4月 当社開発本部長兼アマノUSAホールディングス Inc.技術担当  
 2020年4月 当社開発総括兼開発本部長兼国内・海外グループ会社開発総括  
 2020年6月 当社取締役（現任）  
 2022年4月 当社開発総括兼商品開発本部長兼イノベーション開発本部長（現任）

## ■ 取締役候補者とした理由

当社の開発部門等において豊富な業務経験を有し、2020年6月以降、当社取締役として、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。

このような実績を踏まえ、引き続き、取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため取締役として選任しております。

候補者番号

6

かわ しま  
川島きよ し  
清嘉

再任

社外

独立

## 生年月日

1954年2月12日生

所有する当社株式の数  
一 株取締役会への出席状況  
100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1979年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
 1984年5月 川島法律事務所（神奈川県弁護士会）（現任）  
 1995年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官  
 2004年4月 横浜国立大学法科大学院教授  
 2011年4月 放送大学客員教授（現任）  
 2012年6月 富士古河E&C（株）取締役（現任）  
 2013年11月 学校法人神奈川学園理事（現任）  
 2015年6月 当社取締役（現任）  
 2017年5月 （株）横浜インポートマート監査役  
 2021年6月 横浜川崎国際港湾（株）監査役（現任）

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、また、教育機関における重職の歴任や、上場企業の社外取締役としての幅広い経験を有していることから、引き続き当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できるため、社外取締役候補者としております。

同氏には、弁護士としての豊富な経験を活かし、当社の経営や事業の運営に関連する各種法令順守に対する取り組みに対して適切な助言をいただくことを期待しております。なお、社外取締役となること以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業経営に関する豊富な知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

## 生年月日

1957年9月17日生

## 所有する当社株式の数

一 株

## 取締役会への出席状況

100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1981年4月 大蔵省（現 財務省）入省  
 1997年7月 東京国税局査察部長  
 1999年7月 理財局総務課たばこ塩事業室長  
 2002年7月 近畿財務局理財部長  
 2003年7月 内閣府産業再生機構担当室参事官  
 2005年7月 関税局業務課長  
 2006年7月 関税局管理課長  
 2007年7月 北陸財務局長  
 2009年8月 輸出入港湾情報センター執行役員  
 2010年5月 預金保険機構財務部長  
 2011年7月 預金保険機構検査部長  
 2012年6月 (株) 商工組合中央金庫監査役  
 2016年6月 東京税関長  
 2017年7月 財務省退職  
 2018年1月 三菱重工サーマルシステムズ(株) 顧問  
 2019年6月 当社取締役（現任）  
 2020年6月 (株) 日本信用情報機構取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

(株) 日本信用情報機構取締役

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

財務省出身者としての専門的な知識・経験を有していることから、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できるため、社外取締役候補者としております。

同氏には、財務省出身者としての豊富な経験を活かし、財務、会計、税務に対する適切な助言をいただくことを期待しております。

## 生年月日

1959年11月27日生

所有する当社株式の数  
700株

## 取締役会への出席状況

100% (8回/8回)

## ■ 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年 8月 第一生命保険（相）（現 第一生命保険（株））入社  
2008年 4月 同社FP営業部部长  
2010年 4月 第一生命保険（株）FPコンサルティング部部长  
2015年 4月 同社補佐役  
2016年 4月 同社執行役員  
2016年10月 第一生命ホールディングス（株）執行役員  
2016年10月 第一生命保険（株）執行役員  
2021年 4月 第一生命チャレンジド（株）取締役会長（現任）  
2021年 6月 当社取締役（現任）

## ■ 重要な兼職の状況

第一生命チャレンジド（株）取締役会長

## ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

上場会社の経営陣としての経験を有しており、また、ダイバーシティ推進担当として培われた専門的な知識・経験等を有していることから、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言に加え、女性活躍推進に関する貴重な助言が期待できるため、社外取締役候補者としております。

同氏には、ダイバーシティ担当としての豊富な経験を活かし、当社における女性活躍推進に関して適切な助言をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 川島清嘉、大森通伸及び渡邊寿美恵の各氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 川島清嘉、大森通伸及び渡邊寿美恵の各氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年、4年及び2年であります。  
4. 川島清嘉、大森通伸及び渡邊寿美恵の各氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立的な立場にあるとして、東京証券取引所に独立役員として届出ております。  
5. 当社は、川島清嘉、大森通伸及び渡邊寿美恵の各氏の間で、期待された役割を充分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。本総会において再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。  
なお、その契約の内容の概要は次のとおりです。  
社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。  
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社および当社の子会社が全額負担しておりますが、各候補者の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

ご参考

株主総会以降の取締役会におけるスキルマトリックス

			社外取締役に関する事項		営業・事業	製造・開発	法務	財務・会計・税務	グローバル	ダイバーシティ
			独立性	企業経営						
津田	博之	代表取締役会長	—	—	○					
山崎	学	代表取締役社長	—	—	○				○	
井原	邦弘	取締役 常務執行役員	—	—				○	○	
秦	芳彦	取締役 常務執行役員	—	—	○				○	
多造	藤徳	取締役 執行役員	—	—		○			○	
川島	清嘉	取締役（社外）	○				○			
大森	通伸	取締役（社外）	○	○				○		
渡邊	寿美恵	取締役（社外）	○	○	○					○

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役中家華江氏が任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

なか や <b>中家</b>	はな え <b>華江</b>	再任	社外	独立
-------------------	-------------------	----	----	----

### 生年月日

1965年11月11日生

所有する当社株式の数  
300株

監査役会への出席状況  
100% (8回/8回)

### ■ 略歴、当社における地位、重要な兼職の状況

1989年6月 中央新光監査法人（中央青山監査法人）入所  
1990年8月 公認会計士登録  
2003年10月 中央青山監査法人退所  
2003年10月 金融庁総務企画局市場課企業開示参事官室課長補佐  
2004年4月 金融庁公認会計士・監査審査会主任公認会計士監査検査官  
2007年8月 公認会計士中家会計事務所開設、代表  
2008年4月 金融庁証券取引等監視委員会事務局開示検査課主任証券調査官  
2013年8月 税理士登録 公認会計士・税理士中家会計事務所に改称、代表（現任）  
2015年4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所監事（現任）  
2016年8月 橘有限責任監査法人パートナー（現任）  
2019年6月 当社監査役（現任）  
2022年7月 日本公認会計士協会理事（現任）  
2022年12月 神奈川県監査委員識見（現任）  
2023年2月 （株）ジャステック取締役（監査等委員）（現任）

### ■ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士及び税理士として専門的な知識・経験等を有しており、その経験や知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できるため、社外監査役候補者としております。

なお、直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 中家華江氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 中家華江氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立的な立場にあるとして、東京証券取引所に独立役員として届出ております。  
4. 中家華江氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

5. 当社は、中家華江氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。本総会において再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。  
 なお、その契約の内容の概要は次のとおりです。  
 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社および当社の子会社が全額負担しておりますが、中家華江氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## ご参考

### 監査役会の構成

第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名		当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
もり た 森田	まさ ひこ 正彦	常勤監査役	100% (8回/8回)	100% (8回/8回)
ささ や 笹谷	やす ひろ 康博	常勤監査役	100% (8回/8回)	100% (8回/8回)
なか や 中家	はな え 華江	社外 独立 監査役 (社外)	100% (8回/8回)	100% (8回/8回)
なが かわ 永川	なお ふみ 尚文	社外 独立 監査役 (社外)	100% (8回/8回)	100% (8回/8回)



## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月27日開催の第103回定時株主総会において補欠監査役に選任された井上光昭氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、あらためて法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である中家華江及び永川尚文の両氏の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

しん た                      もと き  
信太                      元紀

### 生年月日

1973年8月10日生

### 所有する当社株式の数

一 株

### 略歴及び重要な兼職の状況

1996年4月 ソニー生命保険(株)入社  
2001年10月 監査法人トーマツ入所  
2005年4月 公認会計士登録  
2006年1月 監査法人トーマツ退所、信太公認会計士事務所設立  
2006年11月 税理士登録  
2008年6月 公益財団法人ライフ・エクステンション研究所監事(現任)  
2016年4月 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団監事(現任)  
2019年6月 (株)NFKホールディングス監査役(現任)

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

公認会計士及び税理士として専門的な知識・経験等を有しており、その経験や知見を当社の経営に対する監査・監督に活かすことが期待できるため、補欠監査役候補者としております。

なお、直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として大手の監査法人にて上場会社に対する会計監査業務経験を有し企業経営に関する豊富な知識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 信太元紀氏が社外監査役に就任された場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立的な立場にあるとして、東京証券取引所に独立役員として届出る予定です。
3. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、信太元紀氏が社外監査役に就任された場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社および当社の子会社が全額負担しておりますが、信太元紀氏が社外監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 社外取締役・社外監査役の独立性判断基準

社外取締役および社外監査役について、当該候補者及び二親等以内の親族が現在又は過去10年において次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社の主要取引先（注1）又はその業務執行者
2. 当社から役員報酬以外に多額の金銭等（注2）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
3. 当社又は当社子会社の業務執行者
4. 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
5. 当社の主要株主（注3）又はその業務執行者
6. 就任の前10年内のいずれかの時において当社又はその子会社の取締役又は監査役であったことがある者

- (注) 1. 直近事業年度における年間取引額が当社および当該取引先の連結売上高の2%を超える場合をいう。  
2. 直近事業年度における実績が年間1,000万円を超える場合をいう。  
3. 当社の議決権の10%以上を保有する株主をいう。

## 第6号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

### 1. 本制度改定を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。以下本議案において同じ。）および執行役員（以下「取締役等」という。）ならびに当社の子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2016年6月29日開催の第100回定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただき今日に至っております。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2021年3月末日で終了する事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。2024年3月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本制度の改定内容は、対象取締役等の報酬と業績および株価との連動性をより高めることにより、対象取締役等の中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画の業績目標の達成に向けた対象取締役等の意欲を高めることを目的としており、当社における取締役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容に沿ったものであるため、相当であると考えております。

本議案は、[2008年6月27日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額4億5千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)]とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと5名（執行役員は11名）となります。

### 2. 本制度における改定後の内容等

#### (1) 本制度の改定内容

当社は、2023年8月31日に信託期間が満了する設定済みの本制度について、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続します。本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定いたします。以下に記載する内容を除き、第100回定時株主総会招集ご通知に記載した本制度の内容を維持します。

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）</li> <li>・当社の執行役員（国外居住者を除く）</li> <li>・当社子会社3社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）</li> <li>・当社の執行役員（国外居住者を除く）</li> <li>・当社の主要子会社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）</li> </ul>

②対象会社が拠出する金員の上限

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3事業年度を対象として、合計450百万円（うち当社分405百万円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3事業年度を対象として、合計900百万円（うち当社分810百万円）</li> </ul>

③業績達成条件の内容

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の(i)連結営業利益計画達成率、(ii)連結営業利益率、(iii)ROE</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の(i)連結営業利益計画達成率、(ii)連結売上高計画達成率、(iii)ROE計画達成率</li> </ul>

(2) 改定後の本制度の概要

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）</li> <li>・当社の執行役員（国外居住者を除く。）</li> <li>・当社の主要子会社の取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）</li> </ul>
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
対象会社が拠出する金員の上限（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3事業年度を対象として、合計900百万円（うち当社分810百万円）</li> </ul>
当社株式の取得方法（下記(3)のとおり。）および対象取締役等が取得する当社株式等の数の上限（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</li> <li>・対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの上限は、88,000ポイント（うち当社の取締役等に付与されるポイントの上限は80,000ポイント）</li> <li>・対象取締役等に付与される1年あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2023年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.12%</li> <li>・改定に伴うポイントの上限の変更は生じない</li> </ul>
③業績達成条件の内容（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年の(i)連結営業利益計画達成率、(ii)連結売上高計画達成率、(iii)ROE計画達成率</li> </ul>
④対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(5)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象取締役等の退任時</li> </ul>

### (3) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（2024年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに810百万円を上限とする金員を、当社の取締役等への報酬として拠出し、対象子会社が各対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員と併せて（各対象会社が拠出する金員の総額は900百万円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（3）第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記（4）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、当社が810百万円の範囲内で追加拠出した金員と併せて900百万円の範囲内で追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、900百万円の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

### (4) 対象取締役等が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度（初回は2024年3月31日で終了する事業年度。）における連結営業利益計画達成率、連結売上高計画達成率、ROE計画達成率（以下「業績達成度等」という。）および役位に応じて、対象会社ごとに、対象取締役等に一定のポイントが付与されます※1。対象取締役等の退任時（退任には、海外赴任により対象取締役等でなくなる場合を含む。以下同じ。）にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、当該対象取締役等が、当該対象取締役等としての地位に加え、他の対象会社の対象取締役等を兼任している場合（当該対象会社の対象取締役等の退任と同時に、他の対象会社の対象取締役等に就任する場合を含む。）は、全ての対象会社の対象取締役等を退任した時点で一括して当社株式等の交付等が行われます。

※1 付与ポイント＝役位別基本ポイント×業績連動係数 ※2

※2 業績連動係数は、業績達成度等に基づき、決定します。

当社の取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数は80,000ポイントを上限とします（対象取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数は88,000ポイントを上限とします）。

#### (5) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、当該対象取締役等の退任時に、上記（4）に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該ポイントの70％に相当する数の当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、対象取締役等が在任中に死亡した場合、原則としてその時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役等の相続人が受けるものとします。

#### (6) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

その他制度内容に変更はございません。従前の本制度内容については、2016年4月25日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染防止対策と経済活動の両立が進む中で景気に持ち直しの動きが見られるものの、欧米各国の景気後退懸念の拡大、サプライチェーンの混乱やウクライナ情勢の影響等を背景とした各種価格の高騰、為替相場の不安定な動きなど、景気の先行き不透明な状況が続いているものと考えられます。

このような経営環境下において、当社グループは、2020年4月よりスタートした第8次中期経営計画において、「100年企業への3rd Stage -持続成長につながる盤石な経営基盤の確立-」を経営コンセプトに掲げ、デジタルトランスフォーメーション（DX）の動きに対応すべく、成長ドライブへの戦略投資を推進するとともに、各部門の強みの相乗効果による断トツの競争優位性の確立に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は132,810百万円（前期比12.1%増）、営業利益15,787百万円（同22.4%増）、経常利益16,960百万円（同21.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11,288百万円（同16.0%増）となり、増収増益となりました。

(経営成績のポイント)

- ・アマノ単体は、各社のDXへの取組みや業務効率改善に向けたシステム投資が旺盛となっている中で「働き方改革」の追い風も継続し、情報システムがソフトウェアを中心に伸長したほか、環境システムは汎用品を中心に引続き伸長。パーキングシステムは持ち直しの動きが継続し増収となるも、上期の下振れ分をカバーできず計画未達。
- ・国内グループ会社では、駐車場管理受託事業が好調でコロナ前の業績に近づいたほか、就業管理のクラウドサービスは顧客からの引き合いが増え伸長。
- ・海外では、円安効果もあり、北米、欧州、アジアともに増収。このうちアジア地域では、韓国や香港、マレーシアでパーキングシステムが大きく伸長し、全体で二桁の増収。北米のパーキングシステムは新製品効果もあり増収となるも、開発投資の継続等により収益改善未達。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

#### 時間情報システム事業

当事業の売上高は、98,903百万円で、前期比11,813百万円の増収（13.6%増）となりました。事業部門別の状況は以下のとおりであります。

- ・情報システム 31,353百万円（前期比8.8%増）

当期の国内実績は、アマノ単体が前期に比べ、ソフトウェアは中小規模向けの需要に回復が見られ641百万円の増収（6.9%増）、ハードウェアは81百万円増収（3.1%増）、メンテ・サプライは72百万円増収（1.6%増）となりました。アマノビジネスソリューションズ社が展開するクラウドサービスは、引続き堅調に推移いたしました。

海外の実績は、北米のアキュタイムシステムズ社、欧州のホロクオルツ社ともに増収となり、海外全体では1,664百万円増収（前期比14.6%増）となりました。

・時間管理機器 2,841百万円（前期比5.2%増）

当期の国内実績は、前期に比べ、標準機が増収、勤怠管理ソフト付きタイムレコーダーが減収となり、全体では輸出の増加も影響し19百万円増収（0.9%増）となりました。

海外の実績は、北米、アジアが増収となり、海外全体では195百万円増収（前期比35.7%増）となりました。

・パーキングシステム 64,708百万円（前期比16.4%増）

当期の国内実績は、アマノ単体が前期に比べ、駐車場機器が回復傾向となり377百万円増収（2.8%増）、メンテ・サプライは937百万円増収（10.7%増）となりました。アマノマネジメントサービス社による運営受託事業は、回復基調が続き増収、受託車室数は投資の継続により前期末比34,500台増加（5.3%増）となりました。

海外の実績は、北米のアマノマクギャン社が増収、アジアは韓国、香港、マレーシアの運営受託事業が大幅増収となり、海外全体では7,186百万円増収（前期比32.2%増）となりました。

### **環境関連システム事業**

当事業の売上高は、33,906百万円で、前期比2,567百万円の増収（8.2%増）となりました。事業部門別の状況は以下のとおりであります。

・環境システム 20,838百万円（前期比4.3%増）

当期の国内実績は、アマノ単体が前期に比べ、汎用機は減速感が見られるものの271百万円増収（3.8%増）、回復傾向が出始めた大型システムは50百万円減収（1.0%減）、メンテ・サプライは409百万円増収（10.1%増）となりました。

海外の実績は、中国の回復によりアジアが増収となり、海外全体では282百万円増収（前期比8.0%増）となりました。

・クリーンシステム 13,068百万円（前期比15.0%増）

当期の国内実績は、アマノ単体が前期に比べ、新型ロボット洗浄機の投入効果により清掃機器は160百万円増収（8.0%増）、メンテ・サプライは40百万円減収（1.8%減）となりました。

海外の実績は、北米のアマノパイオニアエクリプス社が増収となり、海外全体では1,610百万円増収（前期比25.0%増）となりました。



## 事業部門別売上高の内訳

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		当連結会計年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)		増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	率
(時間情報システム事業)		%		%		%
情 報 シ ス テ ム	28,808	24.3	31,353	23.6	2,545	8.8
時 間 管 理 機 器	2,700	2.3	2,841	2.1	141	5.2
パ ー キ ン グ シ ス テ ム	55,581	46.9	64,708	48.7	9,126	16.4
小 計	87,090	73.5	98,903	74.4	11,813	13.6
(環境関連システム事業)						
環 境 シ ス テ ム	19,977	16.9	20,838	15.7	860	4.3
ク リ ー ン シ ス テ ム	11,361	9.6	13,068	9.9	1,706	15.0
小 計	31,339	26.5	33,906	25.6	2,567	8.2
合 計	118,429	100.0	132,810	100.0	14,381	12.1

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、駐車場運営事業用設備、新製品金型ほか省力、合理化投資などへの投資を中心に8,814百万円となりました（有形固定資産受入ベースの数値。金額に消費税等は含まれておりません）。

## (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しについては、新型コロナウイルスの感染防止対策と経済活動の両立が進む中で景気に持ち直しの動きが見られるものの、欧米各国の金融不安や景気後退懸念の拡大、サプライチェーンの混乱やウクライナ情勢の影響等を背景とした各種価格の高騰、為替相場の不安定な動きなど、景気の先行き不透明な状況が続くものと考えられます。

このような経営環境の中で、当社は2023年4月から2026年3月までの3カ年の「第9次中期経営計画」を策定いたしました。当社及びグループ各社は、企業価値を最大化するべく、以下のとおり重要課題を推進いたします。

### 【1】基本方針

第9次中期経営計画では、「100年企業への4th Stage –サステナブル経営に繋がるパラダイムシフトへの取り組み–」を経営コンセプトとして掲げております。

ハードウェアメーカーとしてスタートした当社は、市場ニーズの変化や技術革新に伴い、ソフトウェアやクラウド、受託事業などサービスを含めたトータルソリューションを提供する企業として成長してまいりました。その動きを更に発展すべく、各事業分野におけるDXを推進し、ソフト系資産やIoT、AI等への戦略

投資等を実行してまいります。また、標準品の機能拡充によりお客さまの利便性向上を図ると共に、収益面においても競争優位性を更に高めていきます。併せて、経営インフラの整備・拡充を進めると共に、人的資本の価値最大化、環境負荷低減といった社会的な課題解決にも取り組んでまいります。

この方針の下、成長ドライバー3本柱による業績拡大を図り、本計画の最終年度である2026年3月期に売上高1,600億円、営業利益210億円、営業利益率(OPR)13%、ROE12%の達成を目指してまいります。

第9次中期経営計画における成長ドライバー3本柱による業績拡大

- ①情報システムのソフト・クラウド事業
- ②データセンターを核としたパーキングシステムのシステム提案・運営受託事業
- ③グリーンシステムのロボット+クラウド事業

## 【2】数値計画

(単位：百万円)

	2024年3月期		2025年3月期		2026年3月期	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
売上高	140,000	5.4%	150,000	7.1%	160,000	6.7%
営業利益	17,700	12.1%	19,500	10.2%	21,000	7.7%
営業利益率	12.6%	—	13.0%	—	13.1%	—
経常利益	18,500	9.1%	20,500	10.8%	22,000	7.3%
親会社株主に 帰属する 当期純利益	12,500	10.7%	13,500	8.0%	14,500	7.4%

## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 104 期 (2020年 3 月期)	第 105 期 (2021年 3 月期)	第 106 期 (2022年 3 月期)	第 107 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売上高	133,084	113,598	118,429	132,810
経常利益	16,864	11,017	13,919	16,960
親会社株主に帰属する当期純利益	10,567	7,248	9,733	11,288
1 株当たり当期純利益	141円40銭	97円08銭	131円49銭	154円42銭
総資産	154,276	150,559	159,342	171,250
純資産	109,478	111,585	116,271	121,638

### ②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 104 期 (2020年 3 月期)	第 105 期 (2021年 3 月期)	第 106 期 (2022年 3 月期)	第 107 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売上高	74,852	61,803	61,770	64,736
経常利益	13,330	9,338	10,587	13,419
当期純利益	9,374	6,805	7,776	9,841
1 株当たり当期純利益	125円44銭	91円15銭	105円04銭	134円62銭
総資産	128,680	125,680	128,107	129,614
純資産	104,924	106,657	107,303	107,446

## (5) 重要な子会社等の状況

### ①重要な子会社等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社)		%	
アマノ USA ホールディングス Inc.	19,155万USドル	100.0	株式保有・子会社管理
アマノ シンシナティ Inc.	2,317万USドル	—	時間情報システム機器の生産・販売・修理
アマノ パイオニア エクリプス Corp.	460万USドル	—	清掃機器・溶剤の生産・販売
アマノ マクギャン Inc.	6,691万USドル	—	時間情報システム機器の販売・修理
アキュタイム システムズ Inc.	0.08万USドル	—	時間情報システム機器の生産・販売・修理
アマノ タイム&エコロジー	3,200万	—	環境関連システム機器の販売・エンジニアリ ング業務
メキシコ S.A. de C.V.	メキシコペソ		
アマノ ヨーロッパ ホールディングス N.V.	7,782万ユーロ	100.0	株式保有・子会社管理
アマノ ヨーロッパ N.V.	742万ユーロ	—	時間情報システム機器の販売・修理
ホロクオルツ S.A.	2,031万ユーロ	—	時間情報システム機器の販売・修理
アマノ マレーシア SDN. BHD.	250万 マレーシアリングギット	100.0	時間情報システム機器及び環境関連システム 機器の販売・修理
アマノ タイム&エアー シンガポール PTE. LTD.	70万 シンガポールドル	100.0	時間情報システム機器及び環境関連システム 機器の販売・修理
PT. アマノ インドネシア	192,800万 インドネシアルピア	90.0	時間情報システム機器及び環境関連システム 機器の販売・エンジニアリング業務
アマノ タイ インターナショナル Co.,Ltd.	800万パーツ	49.0	時間情報システム機器及び環境関連システム 機器の販売・エンジニアリング業務
安満能国際貿易 (上海) 有限公司	20万USドル	100.0	時間情報システム機器及び環境関連システム 機器の販売・修理
アマノ コーリア Corp.	3,100,000万ウォン	100.0	駐車場の管理運営・保守請負及び環境関連シ ステム機器の販売・修理
(株)環境衛生研究所	20百万円	100.0	作業環境測定、粉粒体物性測定等計量証明事 業及びコンサルティング
アマノマネジメントサービス(株)	205百万円	100.0	駐車場の管理運営・保守請負、清掃業務請負
アマノメンテナンス エンジニアリング(株)	30百万円	100.0	時間情報システム機器及び環境関連システム 機器の据付工事請負・保守・エンジニアリン グ業務
アマノビジネス ソリューションズ(株)	300百万円	100.0	情報処理業務及び情報提供サービス業務
アマノ武蔵電機(株)	10百万円	100.0	清掃機器の生産・販売
アマノセキュアジャパン(株)	200百万円	100.0	時刻配信・タイムスタンプサービス業務
(持分法適用関連会社) (株)クレオ	3,149百万円	32.4	情報処理システムの開発・関連サービスの提 供

- (注) 1. アmano シンシナティ Inc.、アmano パイオニア エクリプス Corp.、アmano マクギャン Inc.及びアキュタイム システムズ Inc.、アmano タイム&エコロジー メキシコ S.A. de C.V.は、アmano USA ホールディングス Inc.の100%子会社であります。
2. アmano ヨーロッパ N.V.及びホロクオルツ S.A.は、アmano ヨーロッパ ホールディングス N.V.の100%子会社であります。

当社の連結子会社は、上記に掲げた21社を含め28社であります（持分法適用関連会社1社）。

当連結会計年度の売上高は132,810百万円（前期比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,288百万円（同16.0%増）となりました。

## ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 主要な事業内容

当社は時間情報システム機器と環境関連システム機器を生産し、これを本社及び主要都市に設置した営業所ならびに代理店を通じて国内販売を行うとともに、子会社 アmano シンシナティ Inc.（アメリカ）、アmano マクギャン Inc.（アメリカ）、アmano ヨーロッパ N.V.（ベルギー）、ホロクオルツ S.A.（フランス）、アmano マレーシア SDN.BHD.（マレーシア）、アmano タイム&エアー シンガポール PTE.LTD.（シンガポール）、アmano コーリア Corp.（韓国）、安満能国際貿易（上海）有限公司（中国）、ならびに各国代理店を通じて、輸出版売を行っております。

なお、アmano シンシナティ Inc.には一部生産用部品を供給しております。

主要製品の内容は次のとおりであります。

### 時間情報システム事業

情報システム…就業管理システム、人事管理システム、給与管理システム、食堂情報システム、入室システム、ICカードソリューション、システムタイムレコーダー、就業・人事・給与ASPサービス、時刻配信・認証サービス（デジタルタイムスタンプ）

時間管理機器…PC接続式タイムレコーダー、コネクテッドタイムレコーダー、時間集計タイムレコーダー、時刻記録タイムレコーダー、電子タイムスタンプ、パトロールレコーダー

パーキングシステム…自動料金精算システム、入出庫管理システム、駐車場管制システム、駐輪場管理システム、自動料金計算機（タイムレジ）、機械式立体駐車場管理システム、インターネット駐車場情報案内サービス、駐車場運営受託

## 環境関連システム事業

環境システム…産業用掃除機、汎用電子集塵機、ミストコレクター、ヒュームコレクター、大型集塵システム、高温有害ガス除去システム、粉粒体空気輸送システム、環境設備監視／保全支援システム、脱臭システム、業務用空気清浄機

クリーンシステム…業務用掃除機、自動床洗浄機、清掃ロボット、路面清掃機、高速バフイングマシン、ポリッシャー、清掃ケミカル用品、清掃用具、木材床研磨機器、清掃受託、電解水除菌洗浄システム、アルカリ性電解水洗浄システム

## (7) 主要な営業所及び工場

当社本社（横浜市港北区）

国内生産拠点

当 社：相模原工場（相模原市緑区）、細江工場（浜松市北区）

子 会 社：アマノ武蔵電機（株）（埼玉県川口市）

国内主要販売拠点

当 社：札幌営業所（札幌市白石区）、仙台営業所（仙台市太白区）、大宮営業所（さいたま市北区）、東京営業所（東京都文京区）、神奈川営業所（横浜市港北区）、横浜営業所（横浜市港北区）、名古屋営業所（名古屋市千種区）、大阪営業所（大阪市西区）、岡山営業所（岡山市北区）、広島営業所（広島市西区）、福岡営業所（福岡市博多区）

子 会 社：アマノマネジメントサービス（株）（横浜市港北区）、アマノメンテナンスエンジニアリング（株）（横浜市港北区）、アマノビジネスソリューションズ（株）（横浜市港北区）

海外生産拠点

子 会 社：アマノ シンシナティ Inc.（アメリカ）、アマノ パイオニア エクリプス Corp.（アメリカ）、アキュタイム システムズ Inc.（アメリカ）

海外主要販売拠点

子 会 社：アマノ シンシナティ Inc.（アメリカ）、アマノ マクガン Inc.（アメリカ）、アマノ ヨーロッパ N.V.（ベルギー）、ホロクオルツ S.A.（フランス）、アマノ マレーシア SDN.BHD.（マレーシア）、アマノ タイム&エアー シンガポール PTE. LTD.（シンガポール）、アマノ タイ インターナショナル Co.,Ltd.（タイ）、アマノ コーリア Corp.（韓国）、安満能国際貿易（上海）有限公司（中国）

## (8) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員数

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
時 間 情 報 シ ス テ ム 事 業	3,900 名	289 名
環 境 関 連 シ ス テ ム 事 業	905	△10
全 社 (共 通)	278	18
合 計	5,083	297

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ②当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
2,017名	△71名	44.3歳	19.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 185,476,000株
- (2) 発行済株式の総数 73,299,733株  
(自己株式3,358,096株を除く。)
- (3) 株主数 10,083名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行 (株) 信託口	9,251	12.62
(公財) 天野工業技術研究所	6,071	8.28
(株) 日本カストディ銀行 信託口	5,678	7.75
第一生命保険 (株)	4,000	5.46
日本生命保険 (相)	3,743	5.11
東京海上日動火災保険 (株)	2,248	3.07
(株) みずほ銀行	2,124	2.90
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5	1,648	2.25
(株) 三菱UFJ銀行	1,470	2.01
N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C ) R E F I D E L I T Y F U N D S	1,380	1.88

(注) 当社は、自己株式3,358,096株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、役員報酬B I P信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する自己株式398,219株は含まれておりません。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、役員報酬B I P信託制度における、社内取締役の退任時に交付した当社株式であります。

	株 式 数	交付対象者数
	— 千株	— 名
取締役 (社外取締役を除く)		



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

地位及び主な職務担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 島 泉	
代表取締役社長	津 田 博 之	
取 締 役 (経営企画本部長)	井 原 邦 弘	(株) フレオ取締役
取 締 役 (営業総括 兼 事業総括)	山 崎 学	
取 締 役 (開発総括 兼 商品開発本部長 兼 イノベーション開発本部長)	多 造 藤 徳	
※取 締 役 (管理総括 兼 管理本部長)	秦 芳 彦	
取 締 役	川 島 清 嘉	
取 締 役	大 森 通 伸	(株) 日本信用情報機構 取締役
取 締 役	渡 邊 寿 美 恵	第一生命チャレンジド (株) 取締役会長
常 勤 監 査 役	森 田 正 彦	
常 勤 監 査 役	笹 谷 康 博	
監 査 役	中 家 華 江	
監 査 役	永 川 尚 文	

- (注) 1. 取締役川島清嘉、大森通伸及び渡邊寿美恵の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役中家華江、永川尚文の両氏は社外監査役であります。
3. ※印は、2022年6月29日開催の第106回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役であります。
4. 2022年6月29日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、取締役二宮桐人氏は辞任いたしました。
5. 監査役森田正彦氏は、当社の管理部長及び経理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役中家華江氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役川島清嘉、大森通伸、渡邊寿美恵及び監査役中家華江、永川尚文の各氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場にあるとして、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
8. 取締役大森通伸氏は、(株) 日本信用情報機構の取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
9. 取締役渡邊寿美恵氏は、第一生命チャレンジド (株) の取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

10. 経営と業務執行に関する機能と責任を明確化し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員の陣容は次のとおりであります。

地位及び主な職務担当	氏 名
※常務執行役員（経営企画本部長 兼 (株) クレオ取締役）	井原 邦 弘
※常務執行役員（営業総括 兼 事業総括）	山 崎 学
常務執行役員（海外事業本部長 兼 国内・海外グループ会社管掌）	生 駒 進
※執行役員（開発総括 兼 商品開発本部長 兼 イノベーション開発本部長）	多 造 藤 徳
※執行役員（管理総括 兼 管理本部長）	秦 芳 彦
執行役員（アマノ コーリア Corp.社長）	田 明 眞
執行役員（中部営業本部長）	錦 織 利 行
執行役員（近畿営業本部長）	本 田 英 男
執行役員（資材本部長）	秋 山 浩 二
執行役員（総務部長）	林 谷 竹 弥
執行役員（情報システム部長）	高 橋 隆 俊
執行役員（東京営業本部長）	石 川 哲 司
執行役員（カスタマーリレーション本部長）	藤 井 泰 男
執行役員（人事部長）	鍋 島 正 志
執行役員（パーキング事業本部長 兼 アマノマネジメントサービス (株) 社長）	前 川 龍 男
執行役員（管理部長）	北 見 智 徳

※印の各氏は取締役を兼務しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社の取締役および監査役。

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、訴訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社および当社の子会社が負担する。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）について取締役会の決議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で人事部門を担当する管理総括から提案された報酬案について、指名・報酬委員会において審議を行い、その答申を最大限尊重しております。そのうえで取締役会が決定をしていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の概要は以下のとおりであります。

[取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要]

#### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」（自社株式取得目的報酬を含む。）ならびに業績連動報酬としての「短期業績連動報酬（賞与）」および「中長期業績連動報酬（業績連動型株式報酬）」により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、「基本報酬」（自社株式取得目的報酬を含まない。）および「短期業績連動報酬（賞与）」を支払うこととする。

- 2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の固定報酬として、月額「基本報酬」を支給する。なお、そのうち、社内取締役に関しては一定割合については、当社役員持株会に拠出することを条件として、「自社株式取得目的報酬」として支給する。また、当社役員持株会に拠出された「自社株式取得目的報酬」を通じて購入した株式は在任期間中保有するものとする。

「基本報酬」に係る個人別の報酬額は役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- 3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、「短期業績連動報酬（賞与）」および「中長期業績連動報酬（業績連動型株式報酬）」により構成する。

「短期業績連動報酬（賞与）」は、事業年度ごとの業績に応じて算出された額を、毎年、一定の時期に支給する。

なお、業績指標（KPI）は、連結営業利益を採用し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

「中長期業績連動報酬（業績連動型株式報酬）」は、業績連動報酬のみならず、非金銭報酬として、役員報酬BIP信託制度を導入し、対象となる社内取締役に対して、中期経営計画に連動した業績指標（KPI）の結果を踏まえ、「株式交付規程」に基づき役位に応じたポイントを毎年付与し、対象となる社内取締役の退任時にポイントの累積値に応じた当社株式等の交付を行う。

なお、目標となる業績指標（KPI）とその値は、中期経営計画の計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとする。

- 4) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の報酬は、「基本報酬」（「自社株式取得目的報酬」を含む。）、「短期業績連動報酬（賞与）」および「中長期業績連動報酬（業績連動型株式報酬）」により構成し、社外取締役の報酬は「基本報酬」（「自社株式取得目的報酬」を含まない。）および「短期業績連動報酬（賞与）」により構成する。

これらの支給割合は役位、職責、在任年数、当社の業績、目標達成度合および企業規模による報酬水準等を総合的に勘案し決定する。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額4億5千万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第100回定時株主総会において、株式報酬として拠出する額の上限を3事業年度を対象として450百万円（うち当社分405百万円）と決議しております（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額8千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、人事部門を担当する管理総括から提案された報酬案について、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長 中島 泉および代表取締役社長 津田 博之が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌・担当について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためであります。

その権限の内容は以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬額については、「中長期業績連動報酬（業績連動型株式報酬）」を除き、取締役会の決議にもとづき代表取締役に一任のうえ、代表取締役の協議により決定する。

なお、代表取締役は過半数が社外役員で構成された指名・報酬委員会の答申を最大限尊重したうえで決定するものとする。

その権限の内容は、各取締役の「基本報酬」、「自社株式取得目的報酬」および「短期業績連動報酬（賞与）」について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責および実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて定められた決定方針を基に、役職に応じて設けられた報酬額の上限と下限の範囲内で決定するものとする。

なお、基本報酬に占める「自社株式取得目的報酬」の割合や「短期業績連動報酬（賞与）」の目標となる業績指標（KPI）、役職に応じた報酬額の上限と下限については、当社の事業規模や業種等を踏まえたうえで他社の状況も勘案し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ代表取締役が決定する。

「中長期業績連動報酬（業績連動型株式報酬）」については、取締役会決議によって策定された「株式交付規程」にもとづき、中期経営計画に連動した業績指標（KPI）の達成度と役位に応じたポイントにより決定される。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	業績連動型株式 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	337 (29)	224 (20)	67 (9)	45 (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	57 (14)	46 (9)	10 (4)	—	4 (2)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した者1名を含んでおります。
2. 短期業績連動報酬として取締役及び監査役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。当事業年度の報酬額の算定に用いた前事業年度の連結営業利益は12,893百万円であります。
3. 中長期業績連動報酬として社内取締役を対象に役員報酬BIP信託制度を導入しております。中長期的な業績の向上と企業価値の増大への意識を高める目的から、中期経営計画に連動した業績指標である連結営業利益計画達成率、連結営業利益率及びROEを選定しております。業績連動報酬の額の算定方法は、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。当事業年度の報酬額の算定に用いた前事業年度の連結営業利益計画達成率は103.1%、連結営業利益率は10.9%、ROEは8.6%であります。
4. 業績連動型株式報酬は、役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
5. 上記のほか、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額130百万円を計上しております。
6. 当社は2008年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、3.会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役に記載のとおりであります。

### ②社外役員の主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	川 島 清 嘉	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 なお、四半期単位で行われる指名・報酬委員会には必ず出席し、当社代表取締役と経営全般について意見交換を図っております。
取 締 役	大 森 通 伸	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 なお、四半期単位で行われる指名・報酬委員会には必ず出席し、当社代表取締役と経営全般について意見交換を図っております。
取 締 役	渡 邊 寿美恵	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 なお、四半期単位で行われる指名・報酬委員会には必ず出席し、当社代表取締役と経営全般について意見交換を図っております。
監 査 役	中 家 華 江	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。取締役会出席の際には、別途常勤監査役との協議の場を必ず設けております。また、監査役会への出席率は100%であります。 なお、四半期単位で行われる指名・報酬委員会にオブザーバーとして出席しております。
監 査 役	永 川 尚 文	当事業年度開催の取締役会への出席率は100%で、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。取締役会出席の際には、別途常勤監査役との協議の場を必ず設けております。また、監査役会への出席率は100%であります。 なお、四半期単位で行われる指名・報酬委員会にオブザーバーとして出席しております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

川島清嘉氏は、富士古河E&C（株）の取締役及び学校法人神奈川学園の理事を兼務しております。弁護士としての専門的な知識・経験、他の上場会社の社外取締役としての幅広い経験から、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただきました。

大森通伸氏は、（株）日本信用情報機構の取締役を兼務しております。財務省出身としての専門的な知識・経験、他の会社の取締役としての幅広い経験から、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただきました。

渡邊寿美恵氏は、第一生命チャレンジド（株）の取締役会長を兼務しております。上場会社の経営陣としての経験、ダイバーシティ推進担当として培われた専門的な知識・経験から、当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただきました。



## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

51百万円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (4) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 企業倫理規定をはじめとするグループ全体のコンプライアンス体制にかかる規定を制定し、取締役、執行役員、管理職、一般社員（以下「役職員」という）が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の取り組みをグループ横断的に統括し、コンプライアンス上の重要な問題の審議及び役職員教育等を行う。

内部監査部門は、コンプライアンス委員会と連携の上、グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。
  - (2) 当社及び当社子会社の役職員が法令違反の疑義のある発見をした場合は、すみやかにコンプライアンス委員会に報告する体制を確立する。この体制には、従業員が直接法令違反の疑義がある行為等を匿名で通報できることを保証するコンプライアンスホットラインも含まれる。法令違反の疑義ある行為等の報告・通報を受けたコンプライアンス委員会は内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発度の高い問題は、コンプライアンス委員会が取締役会及び監査役会に報告する。
  - (3) 社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス担当取締役はリスク管理総括を兼任し、当社グループ全体のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規定を策定する。

同規定においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。また、内部監査部門が各部署ごとのリスク管理の状況を監査する。この結果は取締役会及び監査役会に報告される。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は当社及び当社子会社の取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規定等を定めるとともに、役職員が共有するグループ全体の経営目標を策定し、この目標達成に向けて業務担当取締役は、各部門が実施すべき具体的施策及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT技術を活用した迅速な経営管理データを、取締役会及び各取締役並びに経営管理者に報告されるシステムを構築する。

取締役会は定期的にその結果のレビューを実施し、このレビューをもとに、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成度の確度を高め、グループ全体の業務の効率化を図る。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社及び当社子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社の内部統制に関する担当部署を設けると共に、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - (2) 当社取締役、執行役員及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - (3) 当社の内部監査部門は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を(1)の担当部署及び(2)の責任者に報告し、(1)の担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
  - (4) グループ会社管理規定に基づき、子会社の業績、財務状況その他の重要情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
6. 監査役がその職務を補助すべき役職員を置くことを求めた場合における当該役職員に関する体制並びに役職員の取締役からの独立性及び当該役職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 内部監査部門は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
  - (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた役職員は、その命令に関して、取締役、内部監査部長等の指揮・命令を受けない。監査役からの命令について、当該役職員は他の業務に優先してこれを遂行するものとする。
7. 当社の役職員並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職、一般社員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
  - (1) 当社の役職員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職、一般社員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
  - (2) 監査役会へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。
  - (2) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### 1. コンプライアンス

リスク管理統轄役員を委員長とするコンプライアンス委員会を年2回開催しております。

コンプライアンス研修や社員行動規範の職場読合せなどにより、全社的なコンプライアンス強化に取り組んでおります。内部通報は適切に対処し、制度への信頼性を維持しながら会社リスクの低減に努めています。

### 2. リスクマネジメント

リスク管理統轄役員を委員長とするリスクマネジメント委員会を年2回開催しております。

情報セキュリティ委員会、製品安全委員会等の各専門委員会の取組みをモニタリングし、事業各方面のリスクコントロールを図りました。アマノグループにおいて、各部門のリスク管理責任者を選任し、リスク管理体制を構築しています。

### 3. 取締役の職務執行状況

定例の取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、業務の執行状況も報告され、迅速な経営判断を行っております。

当事業年度においては、取締役会を8回開催し、全取締役の出席状況は100%（うち社外取締役の出席状況は100%）であります。

### 4. 監査役会の活動状況

監査役は取締役会のほか、社内の各種委員会や会議にも積極的に参加し、取締役の業務執行の監視を行っております。

当事業年度においては、監査役会を8回開催し、全監査役の出席状況は100%（うち社外監査役の出席状況は100%）であります。

### 5. 内部監査部門の職務執行状況

内部監査部は、年次監査計画に基づき、監査役会と連携のうえ、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

また、内部監査部と社外取締役、社外監査役及び常勤監査役による会議を年2回開催し、内部監査の状況を共有しております。

### 6. その他

社外取締役及び代表取締役で構成される指名・報酬委員会では、役員等の指名、報酬、その他重要な事項について議論を行っております。新たな代表取締役の選定にあたっては、指名・報酬委員会にて議論を行い、その答申を踏まえ決定いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>113,749</b>	<b>流動負債</b>	<b>38,513</b>
現金及び預金	62,399	支払手形及び買掛金	6,138
受取手形、売掛金及び契約資産	30,958	電子記録債務	6,284
有価証券	3,357	短期借入金	266
商品及び製品	4,663	リース債務	4,150
仕掛品	791	未払法人税等	3,523
原材料及び貯蔵品	7,956	賞与引当金	2,766
その他	4,112	役員賞与引当金	130
貸倒引当金	△ 491	その他	15,252
<b>固定資産</b>	<b>57,501</b>	<b>固定負債</b>	<b>11,098</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,135</b>	リース債務	7,791
建物及び構築物	8,597	繰延税金負債	16
機械装置及び運搬具	892	退職給付に係る負債	2,281
工具、器具及び備品	2,281	株式給付引当金	357
土地	5,846	役員株式給付引当金	249
リース資産	11,153	資産除去債務	34
建設仮勘定	364	その他	367
<b>無形固定資産</b>	<b>6,840</b>	<b>負債合計</b>	<b>49,612</b>
のれん	1,214	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	3,194	<b>株主資本</b>	<b>118,646</b>
ソフトウェア仮勘定	702	<b>資本金</b>	<b>18,239</b>
その他	1,729	<b>資本剰余金</b>	<b>19,293</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,525</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>90,133</b>
投資有価証券	14,974	<b>自己株式</b>	△ 9,019
破産更生債権等	458	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,109</b>
差入保証金	1,661	その他有価証券評価差額金	2,237
退職給付に係る資産	115	為替換算調整勘定	248
繰延税金資産	2,591	退職給付に係る調整累計額	△ 375
その他	2,194	<b>非支配株主持分</b>	<b>882</b>
貸倒引当金	△ 470	<b>純資産合計</b>	<b>121,638</b>
<b>資産合計</b>	<b>171,250</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>171,250</b>

## 連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		132,810
売上原価		72,555
売上総利益		60,254
販売費及び一般管理費		44,467
営業利益		15,787
営業外収益		
受取利息及び配当金	511	
為替差益	48	
その他	845	1,405
営業外費用		
支払利息	151	
その他	80	232
経常利益		16,960
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
固定資産除却損	58	
固定資産売却損	1	
事務所移転費用	11	
投資有価証券評価損	150	220
税金等調整前当期純利益		16,752
法人税、住民税及び事業税	5,584	
法人税等調整額	△ 186	5,397
当期純利益		11,354
非支配株主に帰属する当期純利益		65
親会社株主に帰属する当期純利益		11,288

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,239	19,293	86,244	△ 6,546	117,230
当期変動額					
剰余金の配当			△ 7,399		△ 7,399
親会社株主に帰属する当期純利益			11,288		11,288
自己株式の取得				△ 2,479	△ 2,479
自己株式の処分				5	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,888	△ 2,473	1,415
当期末残高	18,239	19,293	90,133	△ 9,019	118,646

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,088	△ 3,250	△ 549	△ 1,711	752	116,271
当期変動額						
剰余金の配当						△ 7,399
親会社株主に帰属する当期純利益						11,288
自己株式の取得						△ 2,479
自己株式の処分						5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	148	3,498	174	3,821	129	3,951
当期変動額合計	148	3,498	174	3,821	129	5,366
当期末残高	2,237	248	△ 375	2,109	882	121,638

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数…28社

##### 主要な連結子会社の名称

アマノ USA ホールディングス Inc.、アマノ シンシナティ Inc.、アマノ パイオニア エクリプス Corp.、アマノ マクギャン Inc.、アキュタイム システムズ Inc.、アマノ タイム&エアー メキシコ S.A. de C.V.、アマノ ヨーロッパ ホールディングス N.V.、アマノ ヨーロッパ N.V.、ホロクオルツ S.A.、アマノ マレーシア SDN.BHD.、アマノ タイム&エアー シンガポール PTE.LTD.、PT. アマノ インドネシア、アマノ タイ インターナショナル Co.,Ltd.、安満能国際貿易（上海）有限公司、アマノ コーリア Corp.、アマノベトナム Co., Ltd.、(株)環境衛生研究所、アマノマネジメントサービス(株)、アマノメンテナンスエンジニアリング(株)、アマノビジネスソリューションズ(株)、アマノ武蔵電機(株)、アマノセキュアジャパン(株)

他6社

##### ② 非連結子会社の名称

安満能軟件工程（上海）有限公司、モバイル パーキング Ltd.、アマノ パーキング ヨーロッパ N.V.

##### ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の数…0社

##### ② 持分法を適用した関連会社の数…1社

持分法を適用した関連会社の名称

(株)クレオ

##### ③ 持分法を適用しない関連会社の数…1社

持分法を適用しない関連会社の名称

(株)Preferred Robotics

##### ④ 持分法を適用していない非連結子会社（3社）及び関連会社（1社）については、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外子会社の決算日は12月31日であります。また、連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満 期 保 有…償却原価法（定額法）

目 的 の 債 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

デ リ バ イ ト…時価法

棚 卸 資 産…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建（リース資産を除く）物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 7年～17年

無 形 固 定 資 産…定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、当社の市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、当社及び国内連結子会社の自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準及び米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、それぞれIFRS第16号「リース」及びASU第2016-02号「リース」を適用しております。IFRS第16号及びASU第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…売掛金、貸付金等の債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金…役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

株式給付引当金…株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに基づき、当連結会計年度における株式給付債務の見込額を計上しております。

役員株式給付引当金…株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに基づき、当連結会計年度における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

・重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは主に、情報システム、時間管理機器、パーキングシステム、環境システム及びクリーンシステム製品等の製造販売を行っています。

これらの製品販売については、顧客が製品を検収した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。なお、一部の据付を行わない製品や消耗品等の国内販売において、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び返品等を控除した金額で測定しています。

これらの製品に関連する保守などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等に収益を認識しています。

一部のパーキングシステム及び環境システムにおける工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

・重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

・のれんの償却方法及び償却期間

投資の効果が及ぶ期間で均等償却しております。なお、金額が僅少である場合は、発生事業年度において全額償却しております。

(5) 会計方針の変更

(ASU第2016-02号「リース」の適用)

当社グループの米国会計基準適用子会社は、当連結会計年度より、ASU第2016-02号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の期首時点で、有形固定資産のリース資産が662百万円、流動負債のリース債務が148百万円、固定負債のリース債務が513百万円、それぞれ増加しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## (6) 追加情報

### (役員報酬B I P信託及び従業員向け株式給付信託について)

当社及び一部子会社では、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）及び執行役員（国外居住者を除く。）を対象に役員報酬B I P信託を、また、一定の要件を満たした従業員を対象に従業員向け株式給付信託の制度を導入しております。

#### ①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、対象者に給付する仕組みであります。

役員報酬B I P信託については、取締役及び執行役員に対し、株式交付規程に従って、その役位及び経営指標に関する数値目標の達成度に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する仕組みであります。

従業員向け株式給付信託については、一定の要件を満たした従業員に対し、株式給付規程に従って、その役職及び業績等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を給付する仕組みであります。

#### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

当連結会計年度末 987百万円、398,219株

また、2023年4月26日の取締役会において、役員報酬B I P信託制度の一部改定について決議いたしました。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は49,753百万円であります。

## 3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 76,657,829株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月29日 定時株主総会	普通株式	5,200百万円	70円	2022年 3月31日	2022年 6月30日
2022年 10月28日 取締役会	普通株式	2,199百万円	30円	2022年 9月30日	2022年 12月2日

(注) 2022年6月29日定時株主総会決議における「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式に対する配当金28百万円が含まれております。

2022年10月28日取締役会決議における「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 5,863百万円
- ・配当原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 80円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

(注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する当社株式に対する配当金31百万円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理基準に従い主要な取引先の状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、資金運用審査委員会の審査に従い、譲渡性預金や高い格付け債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部門からの報告に基づき管理部が資金繰計画を作成し手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注) 参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	5,034	5,029	△ 4
②子会社株式及び関連会社株式	2,331	2,367	35
③その他有価証券	8,735	8,735	—
資産計	16,101	16,132	30

現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,230百万円)は、市場価格のない株式等に該当するため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

債券及び投資信託は取引金融機関等から提示された価格を用いて評価しており、レベル2に分類しております。

譲渡性預金は短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、レベル2に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	時間情報 システム事業	環境関連 システム事業	合計
情報システム	31,353	—	31,353
時間管理機器	2,841	—	2,841
パーキングシステム	64,708	—	64,708
環境システム	—	20,838	20,838
クリーンシステム	—	13,068	13,068
顧客との契約から生じる収益	98,903	33,906	132,810
外部顧客への売上高	98,903	33,906	132,810

(注) リース取引に係る収益を一部含みますが、重要性がないため、顧客との契約から生じる収益に含めて表示しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額は1,656円43銭であります。
- (2) 1株当たり当期純利益金額は154円42銭であります。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

### (1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化を進める中で、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

### (2) 取得に係る事項の内容

- ①取得対象株式の種類 当社普通株式
- ②取得し得る株式の総数 80万株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.09%）
- ③株式の取得価額の総額 2,400百万円（上限）
- ④取得期間 2023年4月27日から2023年8月31日まで



# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>55,740</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,390</b>
現金及び預金	28,432	支払手形	331
受取手形	977	電子記録債務	6,284
売掛金	18,522	買掛金	3,564
契約資産	172	未払金	118
有価証券	1,500	未払費用	984
商品及び製品	1,585	未払法人税等	1,917
仕掛品	644	未払消費税等	428
原材料及び貯蔵品	3,146	預り金	289
その他	759	従業員預り金	1,854
貸倒引当金	△0	賞与引当金	2,114
<b>固定資産</b>	<b>73,874</b>	役員賞与引当金	130
<b>有形固定資産</b>	<b>13,842</b>	その他	2,371
建物	7,169	<b>固定負債</b>	<b>1,777</b>
構築物	196	退職給付引当金	1,171
機械及び装置	630	株式給付引当金	357
車両運搬具	1	役員株式給付引当金	249
工具、器具及び備品	418	<b>負債合計</b>	<b>22,168</b>
土地	5,312	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	112	<b>株主資本</b>	<b>105,188</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,440</b>	<b>資本金</b>	<b>18,239</b>
ソフトウェア	2,060	<b>資本剰余金</b>	<b>19,292</b>
ソフトウェア仮勘定	345	資本準備金	19,292
その他	33	<b>利益剰余金</b>	<b>76,675</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,592</b>	利益準備金	2,385
投資有価証券	10,580	その他利益剰余金	74,290
関係会社株式	43,485	別途積立金	10,881
関係会社出資金	180	繰越利益剰余金	63,409
破産更生債権等	246	<b>自己株式</b>	<b>△ 9,019</b>
差入保証金	591	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,258</b>
保険積立金	1,307	その他有価証券評価差額金	2,258
繰延税金資産	1,093	<b>純資産合計</b>	<b>107,446</b>
その他	368	<b>負債純資産合計</b>	<b>129,614</b>
貸倒引当金	△ 262		
<b>資産合計</b>	<b>129,614</b>		

## 損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		64,736
売上原価		34,967
売上総利益		29,768
販売費及び一般管理費		19,974
営業利益		9,794
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,944	
為替差益	48	
その他	700	3,693
営業外費用		
支払利息	19	
その他	49	69
経常利益		13,419
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	10	
事務所移転費用	11	
投資有価証券評価損	150	171
税引前当期純利益		13,248
法人税、住民税及び事業税	3,516	
法人税等調整額	△ 109	3,406
当期純利益		9,841

## 株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	18,239	19,292	19,292
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	18,239	19,292	19,292

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
当期首残高	2,385	10,881	60,967	74,233	△ 6,546	105,219
当期変動額						
剰余金の配当			△ 7,399	△ 7,399		△ 7,399
当期純利益			9,841	9,841		9,841
自己株式の取得					△ 2,479	△ 2,479
自己株式の処分					5	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	2,441	2,441	△ 2,473	△ 31
当期末残高	2,385	10,881	63,409	76,675	△ 9,019	105,188

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,083	2,083	107,303
当期変動額			
剰余金の配当			△ 7,399
当期純利益			9,841
自己株式の取得			△ 2,479
自己株式の処分			5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	174	174	174
当期変動額合計	174	174	143
当期末残高	2,258	2,258	107,446

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物（リース資産を除く） 附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年

機械及び装置 7年～17年

無 形 固 定 資 産…定額法によっております。

（リース資産を除く） 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金…売掛金、貸付金等の債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当期負担額を計上しております。

役員賞与引当金…役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当期負担額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

株式給付引当金…株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、従業員に割り当てられたポイントに基づき、当事業年度における株式給付債務の見込額を計上しております。

役員株式給付引当金…株式交付規程に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、役員に割り当てられたポイントに基づき、当事業年度における株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は主に、情報システム、時間管理機器、パーキングシステム、環境システム及びグリーンシステム製品等の製造販売を行っています。

これらの製品販売については、顧客が製品を検収した時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。なお、一部の据付を行わない製品や消耗品等の国内販売において、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しています。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び返品等を控除した金額で測定しています。

これらの製品に関連する保守などの役務を顧客に対して提供する場合がありますが、役務に関する履行義務については、基本的に時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて均等に収益を認識しています。

一部のパーキングシステム及び環境システムにおける工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足する据付が完了した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 追加情報

(役員報酬B I P 信託及び従業員向け株式給付信託について)

当社では、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、取締役（社外取締役、国外居住者を除く。）及び執行役員（国外居住者を除く。）を対象に役員報酬B I P 信託を、また、一定の要件を満たした従業員を対象に従業員向け株式給付信託の制度を導入しております。

### ①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式の取得を行い、対象者に給付する仕組みであります。

役員報酬B I P 信託については、取締役及び執行役員に対し、株式交付規程に従って、その役位及び経営指標に関する数値目標の達成度に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する仕組みであります。

従業員向け株式給付信託については、一定の要件を満たした従業員に対し、株式給付規程に従って、その役職及び業績等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を給付する仕組みであります。

### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

当事業年度末        987百万円、398,219株

また、2023年4月26日の取締役会において、役員報酬B I P 信託制度の一部改定について決議いたしました。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 関係会社に対する短期金銭債権は1,805百万円、短期金銭債務は723百万円であります。
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額は31,854百万円であります。

## 4. 損益計算書に関する注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 関係会社に対する売上高は4,591百万円、売上原価は5,525百万円、販売費及び一般管理費は445百万円、営業取引以外の取引高は3,006百万円であります。



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,756,315株

(注) 上記自己株式には、役員報酬 B I P 信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として保有する自己株式数398,219株が含まれております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金損金不算入、退職給付引当金損金不算入であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額は1,473円86銭であります。

(2) 1株当たり当期純利益金額は134円62銭であります。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2023年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元強化を進める中で、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- |             |   |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類  | 当社普通株式                                    |
| ②取得し得る株式の総数 | 80万株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.09%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 2,400百万円（上限）                              |
| ④取得期間       | 2023年4月27日から2023年8月31日まで                  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

アマノ株式会社  
取締役会 御中

#### E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香山 良  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アマノ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマノ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

アマノ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香山 良  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アマノ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

アマノ株式会社 監査役会

常勤監査役 森田正彦 ㊟

常勤監査役 笹谷康博 ㊟

監査役 中家華江 ㊟

監査役 永川尚文 ㊟

(注) 監査役中家華江、永川尚文は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

当社会議室

横浜市港北区大豆戸町275番地 電話 045-401-1441

日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時



交通

東急東横線またはJ R 横浜線 菊名駅下車。

(東急線) 駅改札口を出て、左手西口階段を降りる。

(J R線) 駅改札口を出て、正面階段を降り、左手西口階段を降りる。

上図矢印に従い、徒歩5分です。

(注) 会場の駐車スペースが限られておりますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

 **アミノ株式会社**

本社 / 〒222-8558

横浜市港北区大豆戸町275番地

TEL. (045) 401-1441 (代表) FAX. (045) 439-1120

